

川崎市臨時的任用職員の採用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第22条の3、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年川崎市条例第75号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項の規定により臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「休業」とは、次に掲げる休業をいう。

- (1) 育児休業（育児休業法第2条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）
- (2) 配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）

(採用の条件)

第3条 臨時的任用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り採用できるものとする。ただし、臨時的任用職員を採用する以外の方法により業務を処理することが可能な場合を除く。

- (1) 常時勤務を要する職員が休業を取得した場合
- (2) 常時勤務を要する職員が産休（川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第12号）別表第3に規定する職員の出産に係る休暇をいう。以下同じ。）を取得した場合
- (3) その他常時勤務を要する職に欠員を生じた場合で総務企画局長が特に必要と認める場合

(休業等取得予定の報告)

第4条 休業、産休等の取得を予定する職員は、速やかにその旨を所属長に報告するよう

努めるものとする。

(選考実施の依頼)

第5条 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに会計室、区役所及び市民オンブズマン事務局（以下「局等」という。）の長は、第3条各号のいずれかに該当すると認め、臨時的任用職員の採用を希望するときは、総務企画局長に対し、書面をもって依頼するものとする。

(選考の実施)

第6条 総務企画局長は、前条の規定による依頼があった場合で、臨時的任用職員の採用が妥当であると判断するときは、臨時的任用職員の採用選考を実施する。

2 総務企画局長は採用選考の一部の実施を局等の長に委任することができる。

3 局等の長は前項に規定する委任を受け、採用選考の一部を実施した場合、その結果について、速やかに総務企画局長に報告しなければならない。

(採用選考の対象者)

第7条 前条に規定する採用選考は、休業代替任期付職員及び臨時的任用職員登録選考・採用選考申込書（別記様式。以下「申込書」という。）により、採用選考の受験の申込みをした者を対象として実施する。この場合において、川崎市休業代替任期付職員の採用等に関する要綱（19川総人第829号。以下「任期付要綱」という。）に基づき、総務企画局長が実施する登録選考に合格し、現に登録をされている者を対象者とする場合は、任期付要綱第7条の規定による選考申込書をもって、この条における申込書に代えることができるものとする。

(採用選考の特例)

第8条 任期付要綱に基づき、総務企画局長が実施する採用選考に合格し、休業代替任期付職員として採用される者については、その任期の前に引き続く、同一の職員に関わる事由を任用の根拠とする臨時的任用職員としての採用選考にも併せて合格した者とみなす。

- 2 この要綱に基づき、総務企画局長が実施する採用選考に合格し、臨時的任用職員として採用される者については、その任期の前に引き続く、同一の職員に関わる事由を任用の根拠とする臨時的任用職員としての採用選考にも併せて合格した者とみなす。

(承諾書の提出)

第9条 採用選考に合格した者は、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出しなければならない。

(配属先)

第10条 臨時的任用職員は、対象となる事由の発生した組織に配属することを原則とする。

(異動)

第11条 臨時的任用職員の異動は、組織改変等のやむを得ない場合に限るものとする。

(所属長等の義務)

第12条 所属長等は、職員の休業等の取得期間について、臨時的任用職員の採用等に関連して、いかなる働きかけも行ってはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条に定める選考実施の依頼のほか、この要綱の施行日以降の臨時的任用職員の任用に係る準備行為は、この要綱の施行前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱に定める選考申込書により受験の申込みをした者は、改正後の要綱に定める選考申込書により受験の申込みをした者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱に定める選考申込書により受験の申込みをした者は、改正後の要綱に定める選考申込書により受験の申込みをした者とみなす。

別記様式

休業代替任期付職員及び臨時的任用職員登録選考・採用選考申込書

区分			職 種	フリガナ	写真 たて4 c m × よこ3 c m
休業代替任期付職員				氏名	
臨時的任用職員					
生年月日		年 月 日 満 () 歳			
現住所		(〒 -) 自宅 携帯			
学 歴	最終学歴の 学校学部名			年 月入学 年 月 卒業見込・卒業・修了・中退	
	その前の 学校学部名			年 月入学 年 月 卒業見込・卒業・修了・中退	
職 歴 新 ↓ 旧	在職期間		勤務先名		職務内容（具体的に）
	年 月から 年 月まで				身分区分 正規・その他 ()
	年 月から 年 月まで				身分区分 正規・その他 ()
	年 月から 年 月まで				身分区分 正規・その他 ()
	年 月から 年 月まで				身分区分 正規・その他 ()
	年 月から 年 月まで				身分区分 正規・その他 ()
資 格 免 許	名 称		取 得 年 月		希望する職務・志望理由
			年 月		
			年 月		
			年 月		
希 望 区	川崎市・幸区・中原区・高津区・宮前区・ 多摩区・麻生区・その他 () ※複数選択可				
そ の 他	その他申告しておきたいこと（家族状況や身体状況など自由に記入）				
私は、川崎市休業代替任期付職員及び臨時的任用職員登録選考・採用選考に申し込みます。 また、私は地方公務員法第16条の各号（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例 によることとされる者を含む。）に該当せず、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。 年 月 日 氏 名 _____					
※川崎市使用欄					

虚偽の記載をしたときは採用を取り消すことがあります。